

部活動ガイドラインの遵守に向けた加配定数の執行について

令和5年11月15日
質の高い教師の確保特別部会
(第6回)
参 考 資 料 1

1. 趣旨・概要

- **R4教員勤務実態調査速報値**では、中学校教諭の休日における在校等時間が大幅に減少したほか、部活動顧問の週当たり活動日数も大部分が5日以下となるなど、平成30年に策定された部活動ガイドラインによる効果が顕著に表れているものの、**なお、顧問の約7%が部活動に週当たり6日以上従事している。**
- **部活動ガイドラインで示されている適切な休養日等**は、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう設定されているものだが、**学校の働き方改革の観点からも、全国の中学校がこれを遵守することが重要。**
- 一方、教職員定数のうち**加配定数は**、特例的な事由により加算しているものであり、その**効果的・効率的な運用が求められている。**
- このため、部活動における適切な休養日等の設定を一層実効性のあるものとするとともに、学校の働き方改革の推進の一環として、**令和6年度から当分の間、一部の加配事項について、部活動ガイドラインが示す適切な休養日等を遵守する学校を配分の対象**とする。
- この運用は、部活動ガイドラインが示す**適切な休養日等の設定が、全ての学校で速やかに実施されることを期待する**ものであり、**その遵守状況を踏まえながら実施期間を検討。**

2. 対象となる加配事項

- ・ **指導方法工夫改善**（ティーム・ティーチング、少人数指導）
- ・ **主幹教諭のマネジメント機能強化**（主幹教諭の授業代替など負担軽減）
- ・ **研修等定数**（教職員が長期研修等に派遣される場合の代替措置 等）

（参考）部活動ガイドラインが示す適切な休養日等

- ・ **学期中は、週当たり2日以上**の休養日を設ける。**（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。**週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ **1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度**とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※「中学校における部活動指導員の配置支援事業」においても、同趣旨の要件を平成30年4月より設定。